

令和2年第3回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和2年 4 月 2 4 日 (金)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言19時00分 閉会宣言19時30分

4. 出席者は次のとおりです。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教 育 長	岸 本 幸 雄	職務代理者	福 田 一 成
委 員	高 見 真由美	委 員	居 城 博 明
委 員	宇都宮 弥 生		

5. 欠席者は次のとおりです。

無 し

6. 遅刻者は次のとおりです。

無 し

7. 早退者は次のとおりです。

無 し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
生涯学習課長	原 田 賢 一	生涯学習課参与	三 浦 厚
学校教育G総括主査	土 井 泰 宣	学校教育G主任	熊 谷 駿 佑
学校教育G主事	中 川 広 樹		

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件 名
議案第14号	清里町教育支援委員会委員の任命について
議案第15号	清里町社会教育委員の委嘱について
議案第16号	清里町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱について
議案第17号	清里町教育推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱
議案第18号	新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領

10. 議事の経過

別 紙

第3回清里町教育委員会会議 議事録

令和2年4月24日（金）

議 長	<p>ただいまから、令和2年 第3回 清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、 居城委員 と 宇都宮委員 を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第14号 清里町教育支援委員会委員の任命 について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただ今上程されました、議案第14号「清里町教育支援委員会委員の任命」について提案理由の説明を致します。</p> <p>委員の任命につきましては、清里町教育支援委員会設置規則第4条第2項の規定により、行うものであります。</p> <p>教育支援委員会委員につきましては、規則第2条に規定により、心身に障害のある児童生徒等に対し、適切かつ継続的な教育支援を行うために審議を行う機関であり、第3条、第4条に規定により、委員は11名以内で、医師、学識経験者、関係教育機関職員のうちから教育委員会が任命するものであります。</p> <p>委員の任期は2年間であり、前委員の任期が、令和2年3月31日まででありましたので、今回、令和2年4月1日より令和4年3月31日までの任期で、新たに任命するものであります。</p> <p>委員につきましては、議案に記載の名簿のとおり、医師として、清里クリニックの齋藤院長、学識経験者として町の保健師長、関係教育機関の職員として、各小中学校の校長及び担当教諭とし、全体で6名の委員構成とするものであります。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第14号 清里町教育支援委員会委員の任命 について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)

議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第14号 清里町教育支援委員会委員の任命 については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第15号 清里町社会教育委員の委嘱 を議題とします。 提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただ今上程されました、議案第15号「清里町社会教育委員の委嘱」について提案理由の説明を致します。 社会教育委員は、社会教育法第15条及び第2項の規定により、教育委員会が委嘱するものです。 現在の委員の任期は令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間となっておりますが、委員のうち仲野寿浩（なかのとしひろ）さんが転勤により転居されたため、令和2年3月31日をもって退任されております。よって、今回委員1名を補充するものです。 委員候補者は清里小学校校長の平野真奈美さんで、清里町学校長会からの選出でございます。 なお、任期は令和2年4月1日から令和3年5月31日までとなります。 以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。 議案第15号 清里町社会教育委員の委嘱 について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第15号 清里町社会教育委員の委嘱 は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第4 議案第16号 清里町町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱 を議題とします。 提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただいま上程されました、議案第16号「清里町町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱」について提案理由の説明を致します。 生涯学習総合センター運営審議会委員は、清里町生涯学習総合センター条例第6条の規定により、教育委員会が委嘱するものです。 現在の委員の任期は令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間となっておりますが、社会教育委員同様に、委員のうち仲野寿浩（なかのとしひろ）さんが転勤により転居されたため、令和2年3月3</p>

	<p>1日をもって退任されております。よって、今回委員1名を補充するものです。</p> <p>委員候補者は清里小学校校長の平野真奈美さんで、清里町学校長会からの選出でございます。</p> <p>なお、任期は令和2年4月1日から令和3年5月31日までとなります。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第16号 清里町町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第16号 清里町町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第5 議案第17号 清里町教育推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱 を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただいま上程されました、議案第17号「清里町教育推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本要綱は、清里町教育推進計画を策定するための調査研究を行うことを目的としております。</p> <p>今回の改正は、委員の構成に清里町立学校のPTA会長を追加するとともに、人数を改めるものです。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第3条第1項中、委員の人数を10名以内から8名以内に改めるとともに、第1号の人数を4名から2名に改め、第2号として新たに清里町立学校PTA会長 2名を追加します。</p> <p>また、第2号を第3号に、人数を3名から2名に、第3号を第4号に、人数を3名から2名にそれぞれ改めます。</p> <p>附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日とし、令和2年4月1日から適用いたします。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。

	<p>議案第17号 清里町教育推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第17号 清里町教育推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱 は、原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第6 議案第18号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領 を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>ただいま上程されました、議案第18号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本要領は、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務に関し必要な事項を定めるものです。</p> <p>今回の改正は、実施期間の定めを削除し、対象職員を全面的に改めるものです。</p> <p>では、ページをおめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第2条、実施期間を削除して、第3条を第2条に繰り上げ、在宅勤務の対象職員は、次のとおりとする、に改めます。</p> <p>また、第1号を、新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業（長期休業期間の初日の前日に臨時休業であった場合は当該長期休業期間中も臨時休業とみなす）となった小学校(義務教育学校の前期課程を含む)、特別支援学校、幼稚園、保育所等に在籍する子を養育する職員（在宅勤務を希望しない者を除く）に、第2号を、海外から帰国した職員で帰国後14日間を経過していない職員に改めます。</p> <p>また、第3号として、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護が必要な親族（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第16条に規定する介護休暇の対象となる要介護者の範囲と同一）の介護を行う必要があるため、出勤が困難である職員、第4号として、妊娠中の職員や重症化しやすい基礎疾患を持つ職員など、在宅勤務の実施が新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に資する職員、第5号として、通勤時に公共交通機関を利用する職員で、在宅勤務の実施が新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に資する職員、第6号として、前5号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める職員、をそれぞれ追加します。</p> <p>附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日とし、令和2年4月13日から適用いたします。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>

議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第18号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領 を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第18号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>本会議に付された案件は、以上で終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉会いたします。</p>